

昭和 44 年 4 月 2 日

規則第 26 号

大阪市消防局事務分掌規則

(目的)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、大阪市消防局（以下「局」という。）の組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織等)

第 2 条 局に次の部及び課を置く。

総 務 部

総 務 課

施 設 課

企 画 部

企 画 課

人 事 課

予 防 部

予 防 課

規 制 課

警 防 部

警 防 課

司 令 課

救 急 部

救 急 課

2 企画部に高度専門教育訓練センター（以下「センター」という。）を置く。

(職の設置)

第 3 条 局に局長、部に部長、課に課長、センターに所長を置く。

2 局に消防次長、消防制度担当部長及び救急需要対策担当部長を置く。

3 別表に定めるところにより、部に担当課長を置く。

4 企画部に監察室長を置く。

- 5 警防部に航空隊長を置く。
- 6 課に副課長、担当副課長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長、担当係長又は主査、センターに副所長、担当副所長、担当係長又は主査を置くことがある。
- 7 特に必要があるときは、局に副理事、部に参事、部、課又はセンターに副参事を置く。
- 8 局長は、消防長をもつて充てる。
- 9 消防次長、部長、担当部長又は副理事は、消防正監のうちから、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、参事、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長又は副参事は、消防監又は消防司令長のうちから、担当係長及び主査は、消防司令又はその他の消防職員のうちから命ずる。ただし、特に必要があるときは、課長及び所長は、消防正監のうちから命ずることがある。

(職務)

第4条 局長、消防次長、部長、担当部長、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第5条 消防次長は、局長を補佐し、局の事務を整理する。

- 2 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、局長が定める事務を所管する。
- 3 担当課長及び担当副課長は、その職名に冠された事務を専管するほか、局長が定める事務を専管する。
- 4 監察室長は、消防職員の公正な職務の執行の確保及び服務指導並びに局における内部統制に関する事務並びに局長が定める事務を専管する。
- 5 航空隊長は、航空消防に関する事務を専管する。
- 6 副所長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長及び副参事の事務分担は、局長が定める。

(職務の代理)

第6条 局長に事故があるとき又は局長が欠けたときは、あらかじめ局長が定める職員が局長の職務を行う。

- 2 消防次長に事故があるとき又は消防次長が欠けたときは、総務部長が消防次長の職務を行う。
- 3 部長等（部長及び担当部長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は部長等

が欠けたときは、当該部長等の所管する事務を所管する課長等（課長、所長、担当課長、監察室長及び警備方面隊長をいう。次項において同じ。）が当該部長等の職務を行う。

- 4 課長等に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する副課長等（副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長及び方面隊長をいう。以下この項において同じ。）が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該副課長等が複数置かれているときは、あらかじめ局長が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

（事務分掌）

第7条 部、課及びセンターの事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- (1) 局の文書、予算、決算及び物品に関すること
- (2) 関係諸機関との連絡及び渉外に関すること
- (3) 他の部及び課の主管に属しないこと

施設課

- (1) 局の所管する施設に関すること
- (2) 被服及び燃料に関すること

企画部

企画課

- (1) 局業務の企画立案、進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 消防職員の服務指導に関すること
- (3) 消防広報に関すること
- (4) 他の課及びセンターの主管に属しないこと

人事課

- (1) 局の人事に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

センター

- (1) 消防職員の教育訓練及び研修に関すること
- (2) 消防職員の人材育成に係る連絡調整に関すること

予防部

予防課

- (1) 火災予防に係る企画及び調査に関すること

- (2) 防火、防災意識の高揚及び普及啓発に関すること
- (3) 消防対象物の査察、違反是正、防火管理及び防災管理並びに火災予防に係る指導に関する
こと
- (4) 火災原因及び損害の調査（他の部の所管に属するものを除く。）並びに火災鑑識に関する
こと
- (5) 自主防災組織等の育成及び指導に関すること
- (6) 他の課の主管に属しないこと

規 制 課

- (1) 火災予防に係る規制に関すること。ただし他の課の所管に属するものを除く。
- (2) 建築確認等の同意及び指導に関すること
- (3) 火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律の施行に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (4) 前3号に定めるもののほか、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大阪市火災予防条
例その他火災予防関係法令等の施行に関すること。ただし、他の部及び課の所管に属するも
のを除く。

警 防 部

警 防 課

- (1) 消防力の運用（他の課の所管に属するものを除く。）及び警防施策の総合的企画に関する
こと
- (2) 救助業務に係る企画及び調査に関すること
- (3) 航空消防に関すること
- (4) 警防体制、警防活動及び警防業務（他の課の所管に属するものを除く。）に係る計画に関す
ること
- (5) 消防相互応援に関すること
- (6) 消防機械器具その他消防装備に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (7) 通信施設及び電子計算システムに関すること
- (8) 通信体制及び情報施設の管理に関すること
- (9) 他の課の主管に属しないこと

司 令 課

- (1) 指令管制業務に関すること
- (2) 救急医療情報の収集に関すること

- (3) 非常警備及び職員の非常招集に関すること
- (4) 火災警報に関すること
- (5) 災害現場の指揮及び活動支援、現場広報並びに火災原因及び損害の初動の調査に関すること
- (6) 警防訓練に係る計画に関すること

救 急 部

救 急 課

- (1) 救急業務に係る企画及び調査に関すること
- (2) 救急隊の運用に関すること
- (3) 救急医療機関等との連絡調整に関すること
- (4) 救急医療に係る相談に関すること
- (5) 救急車及び救急資器材に関すること

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則（令和5年3月28日規則第30号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属名	名称	人員
企画部	消防制度担当課長	1名
予防部	地域担当課長	1
	査察担当課長	1
	消防設備指導担当課長	1
	保安担当課長	1
警防部	警防対策担当課長	1
	情報システム担当課長	1
	指令管制業務担当課長	1
救急部	救急指導担当課長	1
	救急需要対策担当課長	1